

千葉県建築行政マネジメント計画（第3次）の目標進捗管理表（令和4年度）

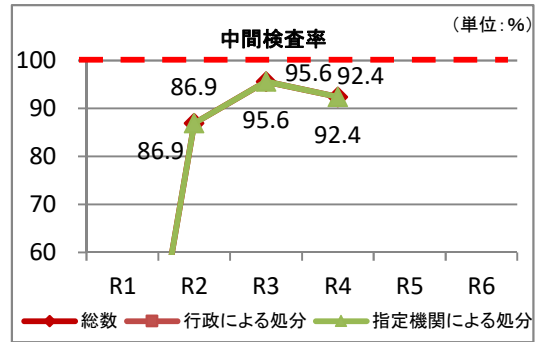
松戸市

中間検査率 (%)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総数	-	86.9	95.6	92.4		
行政による処分	-	-	-	-		
指定機関による処分	-	86.9	95.6	92.4		

※中間検査率 = 年度毎の（中間検査合格証交付件数）
 /（確認済証交付件数のうち中間検査対象件数-取りやめ届数）

- ※計画変更及び計画通知に対する確認済証交付件数は含まない。
- ※年度内に特定工程工事完了予定日を迎えない件数は含まない。
- ※検査済証が交付されたものは、中間検査合格証を交付したものとみなす。
- ※建築主事を置く市町村の区域内のものを除く。（建築基準法第97条の2の規定により建築主事を置く市町村の区域にあたっては、建築基準法施行令第148条に定める建築物等に限りに除く。）

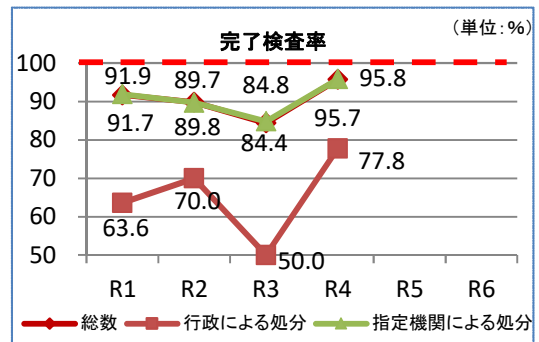


完了検査率 (%)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総数	91.7	89.8	84.4	95.7		
行政による処分	63.6	70.0	50.0	77.8		
指定機関による処分	91.9	89.7	84.8	95.8		

※完了検査率 = 年度毎の（検査済証交付件数）
 /（確認済証交付件数-取りやめ届数-用途変更確認済証交付件数）

- ※計画変更及び計画通知に対する確認済証交付件数は含まない。
- ※年度内に工事完了予定日を迎えない件数は含まない。
- ※建築主事を置く市町村の区域内のものを除く。（建築基準法第97条の2の規定により建築主事を置く市町村の区域にあたっては、建築基準法施行令第148条に定める建築物等に限りに除く。）



定期報告率 (%)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
定期報告率	67.8	71.4	61.1	76.9		

※定期報告率 =（直近の用途別定期報告の報告数の総和）
 /（定期報告対象建築物数）

- ※建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2の規定によるものを除く）の区域外のものに限る。

